

多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び多治見市教育委員会事務
専決規則の一部を改正する規則

第1条 多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和62年教育委員会規則
第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 食育推進課

第5条を削り、第6条第2項中「長及びリーダー」を「長又はリーダー」に改め、
同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表教育総務課の項中第14号から第22号までを削り、第23号を第14号とし、第24
号から第26号までを9号ずつ繰り上げる。

別表に次のように加える。

食育推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食（幼稚園給食を含む。）に係る基本的な指針に関する事。 (2) 食育の推進に関する事。 (3) 学校給食費に関する事。 (4) 学校給食の供給計画に関する事。 (5) 学校給食運営委員会に関する事。 (6) 共同調理場の設置及び管理に関する事。 (7) 給食物資の調達及び献立に関する事。 (8) 学校給食の栄養管理、調理指導及び衛生管理に関する事。 (9) 調理員の研修に関する事。 (10) 保護者等を対象とした栄養指導に関する事。
-------	--

第2条 多治見市教育委員会事務専決規則（昭和62年教育委員会規則第7号）の一部
を次のように改正する。

別表 1 各課等個別専決事項 教育総務課の部学校給食物資の購入の項から給
食費に関する事。の項までを削り、同表 教育推進課の部の次に次のように加え
る。

食育推進 課	学校給食物資 の購入	1 見積り合わせと 物資の選定
-----------	---------------	--------------------

			2 使用量の決定と発注	
	学校給食の栄養管理		1 献立及び食品構成表の作成 2 献立表及び給食だよりの作成	
	学校給食の衛生管理		1 調理員及び業者に対する衛生指導の実施 2 食品細菌検査の実施	
	学校給食の指導に関すること。		1 児童及び生徒に対する集団又は個別の給食指導の実施 2 ティーム・ティーチング授業の実施 3 セレクト給食の実施	
	学校、家庭及び地域との連携に関すること。		栄養講座及び試食会の実施	
	給食費に関すること。		納入通知書の発送	
	給食施設の整備に関すること。	給食施設の整備計画の策定		

別表 1 各課等個別専決事項 調理場の部中

「

施設及び設備に関すること。	施設及び設備の整備計画の策定	施設及び設備の点検	
---------------	----------------	-----------	--

」を

「

設備に関するこ と。		設備の点検	
---------------	--	-------	--

」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。